

2025 年日本国際博覧会 Resolution of LOCAL JAPAN 展

4 都市（岸和田市・貝塚市・東かがわ市・須崎市）出展ブース設計等業務

公募型プロポーザル企画提案仕様書



大阪・関西万博自治体参加催事共同出展実行委員会

1. 業務名

2025年日本国際博覧会 Resolution of LOCAL JAPAN 展4都市（岸和田市・貝塚市・東かがわ市・須崎市）出展ブース設計等業務（以下、「委託業務」という。）

2. 業務の目的

2025年日本国際博覧会（以下、「大阪・関西万博」という。）において、『2025年日本国際博覧会とともに、地域の未来社会を創造する首長連合（以下「万博首長連合」という。）』が主催する自治体参加催事「Resolution of LOCAL JAPAN 展」に、岸和田市・貝塚市・東かがわ市・須崎市の4都市（以下、「4都市」という。）が共創しブースを出展する。

本業務は、大阪・関西万博において4都市の多様な魅力を最大限発信するとともに、大阪・関西万博閉幕後も持続的な4都市の関係人口増加を図り、誘客促進や地域経済の活性化を目指すことを目的として、4都市が出展するブースの全体設計及びブース運営に必要な展示物等の作成を民間事業者へ委託するものである。

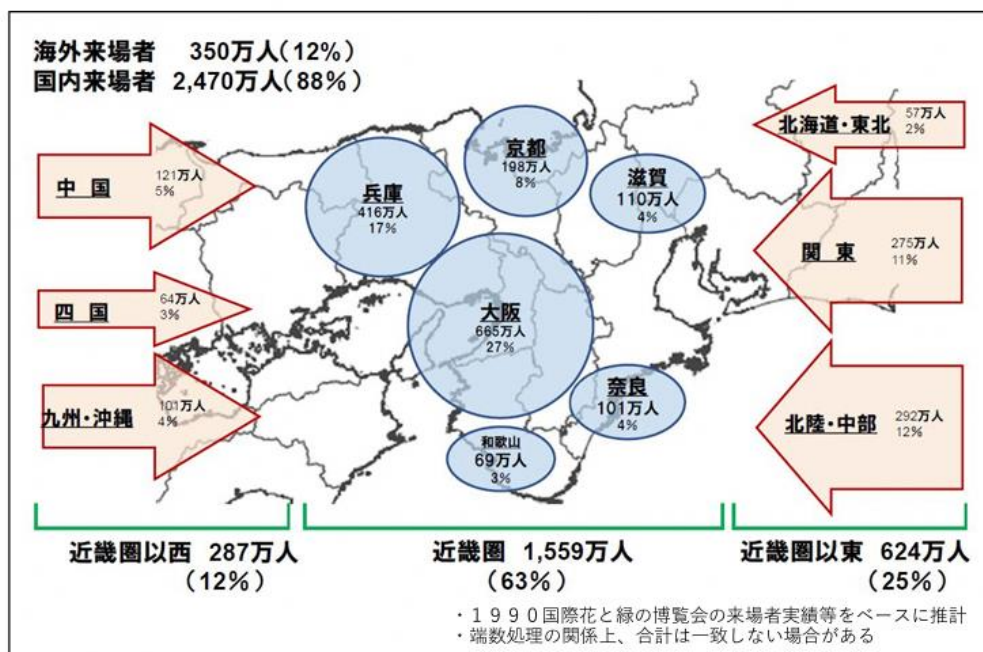
3. 契約期間（履行期間）

契約締結日から令和7年8月31日まで

4. 大阪・関西万博の概要

- | | | |
|-----|--------|---|
| (1) | テーマ | いのち輝く未来社会のデザイン (Designing Future Society for Our Lives) |
| (2) | コンセプト | People's Living Lab（未来社会の実験場） |
| (3) | 開催期間 | 2025年4月13日～10月13日 |
| (4) | 開催場所 | 大阪 夢洲（ゆめしま） |
| (5) | 想定来場者数 | 約2,820万人 |

【来場者の方向別内訳】大阪・関西万博 来場者輸送具体方針（アクションプラン）第3版より引用



5. Resolution of LOCAL JAPAN 展の概要

- (1) 主催 万博首長連合
- (2) 開催期間 2025年7月26日～8月1日（設営及び撤収を含む）*実質4～5日運営を想定
搬入及び設営：7月26日～27日
搬出及び撤去：8月1日
- (3) 開催場所 大阪 夢洲（ゆめしま） Expo メッセ
https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp_2022/assets/pdf/sponsorship/event/event_facility_summary_230911.pdf
- (4) 出展自治体 岸和田市（大阪府）、貝塚市（大阪府）、東かがわ市（香川県）、須崎市（高知県）を含む43自治体
- (5) 出展テーマ 14の企画グループごとにテーマを設定
【4都市の出展テーマ】
大項目『文化・伝統技法を未来へ』 小項目『手工芸・いろいろな素材の違い』
コンセプト『産地の技術と魅力の共演 ～職人の想いをのせて』
【各市の伝統工芸】
・岸和田市：桐筆筥、だんじり彫刻
・貝塚市：つげ櫛、だんじり彫刻
・東かがわ市：手袋
・須崎市：竹細工（虎斑竹）
- (5) ブース仕様 1自治体9㎡（3×3）×企画グループの自治体数 が割り当てられる予定
【4都市のブース（予定）】9㎡×4自治体＝**36㎡**
※ Resolution of LOCAL JAPAN 展の全体配置が未定のため、割り当てられるブースの広さ等に変更が生じる場合がある。
※ 6m×6m＝36㎡を基本設計とすること。

【ブース仕様】現状想定

* 以下の設備等については、首長連合にて準備するため本業務の費用には含めないこと。

- (1) システムパネル：W6000mm×D6000mm×H2700mm
※パネルは2面分のみ首長連合にて準備
- (2) 床面造作：パンチカーペット敷設
- (3) 出展者名板 ※1つのブースに対して1枚設置
- (4) 照明機器：LED FL（40w相当） × 8
LED SP（100w相当） × 12
- (5) 電気工事：100V/1kw（上記照明配線含）
2口コンセント×4（配線含）
※ブース内に分電盤を設置
- (6) 備品：テーブル×4卓・イス×8脚

6. 業務の詳細

（１）ブース全体設計業務

① 全体構成

- Resolution of LOCAL JAPAN 展のテーマ及び会場仕様等に沿い、「産地の技術と魅力の共演～職人の想いをのせて」をコンセプトに 4 都市が共同出展するブースについて、各市の伝統工芸を主とした多様な魅力や、工芸品のデザインや特性を活かせるブースデザイン・レイアウトを提案すること。
- ブースは、①展示スペース、②実演・体験スペース、③販売スペースの 3 つにより構成することとし、これらの構成を踏まえたブースレイアウトを提案すること。
- ブース全体としての導線を確保しつつ、来場者が効果的に回ることができるブースレイアウトとすること。
- 4 都市の共同出展を強調できる装飾とし、ブース全体を設計すること。

② 展示スペースのレイアウト設計

- 本業務で企画・制作する 4 都市共通展示物及び既存の 4 都市の展示可能物などを活用し、ブース内における展示レイアウトを設計すること。
- レイアウトの設計にあたっては、4 都市共通展示物及び 4 都市それぞれの個別展示（市の紹介・PR、特産品や展示可能物を想定）の内容に応じて、一部に偏りが生じないようバランスを配慮すること。
- 展示レイアウトについては、各市の工芸品の特性や魅力が十分に伝わるよう設計するものとし、各市の工芸品を組み合わせた展示や工芸品そのものを展示台等として活用するなど、工夫を凝らした展示レイアウトとすること。

③ 実演スペース及び体験スペースのレイアウト設計

- 実演スペースにおいては、各市の職人が伝統工芸品の制作過程等を披露し、来場者が鑑賞できるコンテンツを提供することを予定しているため、実演できるスペースのレイアウトを設計すること。なお、職人の実演については、1 日ごとに交代制で運営することを想定。
- 体験スペースにおいては、参加者が 4 都市の伝統工芸等を体験できるコンテンツの提供が可能となるスペースのレイアウトを設計すること。
- 提供するコンテンツ・物品については、4 都市それぞれにおいて用意するため、受注者においてはスペースの設計及びその他必要な什器及び備品等の設置等を行うこと。

（２）ブース装飾品及び 4 都市共通展示物の企画・制作業務

① ブース装飾品の企画・制作

- 共同出展ブースのデザイン及びレイアウトに基づき、ブース全体を装飾するために必要な装飾品を企画・制作すること。
- 装飾品は Resolution of LOCAL JAPAN 展のテーマや 4 都市が共同出展するブースのコンセプト等を来場者に訴求できるものとする。
- 装飾品の企画・制作にあたり、4 都市及びその関係者等との調整が必要な場合は、原則、受注者において対応すること。

② 4 都市共通展示物の企画・制作

- 共同出展ブースのアイキャッチとして、4 都市共通の展示物を企画・制作すること。なお、4 都市共通展示物はモニュメントであることを前提とするが、これにより難しい場合は、ビジュアルやブース全体の装飾に組み込むなど、モニュメント以外の提案も可能とする。
- 4 都市共通展示物については、各市の伝統工芸品の共創が伝わるものとする。

- ・ 4 都市共通展示物については、Resolution of LOCAL JAPAN 展終了後もそれぞれの市において展示する等の活用が図られるよう工夫すること。
- ・ 4 都市共通展示物の企画・制作にあたり、4 都市及びその関係者等との調整が必要な場合は、原則、受注者において対応すること。

（３）共同出展ブース設営・撤去業務

① ブース設営及び撤去

- ・ 委託者が指定する日において、共同出展ブース（本業務で制作したブース装飾品及び 4 都市共通展示物、その他必要な什器及び備品等を含む）の設営及び撤去を行うこと。
- ・ 制作するブース装飾品及び 4 都市共通展示物のほか、共同出展ブースの各スペースの運営に必要な什器及び備品等を手配すること。
- ・ 制作した展示物及び装飾品、スペースの運営に必要な什器及び備品等は委託者が指示する場所へ納品することとし、設営及び撤去時においては、保管場所から会場へ共同出展ブースに係る各市の展示物等を含め運搬し施工すること。各市の展示物等における保管場所までの運搬（撤去後、保管場所から各市への運搬も同じ）については、本業務の範囲外とする。
- ・ 資材等の搬出入・機器の調整・装飾作業等の設営及び撤去に係る作業については、一般社団法人日本国際博覧会協会、万博首長連合及び委託者の指示を遵守すること。
- ・ 設営及び撤収終了後は、整理・清掃を行い、ゴミ・廃棄物等は受託者の責任で処分すること。

（４）共同出展ブース運営等業務

① 設営・撤去及び会期中のブース運営

- ・ 共同出展ブースの設営・撤去及び会期中は連絡調整のできる責任者とスタッフを常駐させ、ブースへの来場者の誘導及び出展者のサポートを行うほか、運営に係る問合せがあった場合、速やかに対応できる体制を整えること。
- ・ 開催期間中に責任者及びスタッフが使用するマニュアルを作成すること。

② 多言語対応スタッフの配置

- ・ 会期中に常駐するスタッフについて、少なくとも 1 名は多言語対応が可能なスタッフを配置すること。
- ・ 多言語対応が可能なスタッフについては、日常会話程度以上の英語力を有する者を配置すること。
- ・ 通訳業務に必要となる参考情報は必要に応じて委託者から提供する。
- ・ 1 日の業務時間については、本催事の出展者マニュアル等を遵守し、契約後、委託者と協議の上、決定すること。
- ・ 音声翻訳機の運用は、多言語対応スタッフが行うものとする。

（５）広報・プロモーション業務

① 共同出展ブース来場者及び各市への来訪者増加を図るための効果的な広報活動

- ・ 共同出展ブースへの来場及び各市への来訪誘致活動（とりわけ旅マエの旅行計画を立てる段階の旅行者に訴求できる提案を求める）を積極的に実施し、効果的な広報・プロモーションを図ること。
- ・ 広報活動については、日本国内のみでなく、万博会期中に訪日する外国人にも訴求できるものとする。

（６）その他、必要な業務

- ① 打合せ、報告書の作成など、その他、当該委託業務に必要な業務
 - ・ 相互調整のため定期的なミーティングを行うこと。
 - ・ 共同出展の実施において、関係する各市内の事業者と連携し、展示品や装飾品の制作等の調整を行うこと。
 - ・ 上記以外の本業務に関することで必要なものは、協議の上必要に応じて実施すること。

7. 成果物等

（１）本業務において委託者に提出する成果物等

- ① 業務計画書
 - ・ 業務計画書（A4 判） 1 部【PDF 等の電子媒体】
- ② 基本設計図書
 - ・ 基本設計図（A3 判） 1 部【PDF 等の電子媒体】
 - ・ パース図（A3 判） 1 部【PDF 等の電子媒体】
- ③ 4 都市共通展示品及び装飾品
 - ・ 制作物リスト（A4 判） 1 部【PDF 等の電子媒体】
 - ・ 4 都市共通展示物 一式
 - ・ 装飾品 一式
- ④ 業務報告書
 - ・ 業務報告書（A4 判） 1 部【PDF 等の電子媒体】
 - ・ 施工写真 一式【PDF 等の電子媒体】
 - ・ 完了届 1 部
- ⑤ その他
 - ・ スタッフ運営マニュアル 1 部【PDF 等の電子媒体】
 - ・ その他、委託者が指示するもの。

8. その他留意事項

（１）個人情報の保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年大阪府条例第 60 号）、貝塚市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 26 号）に基づき、その取扱いに十分留意するとともに、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

（２）著作権等の取扱い

- ① 受託者が本業務により新たに製作した制作物の著作権は、受託者が従前から著作権を有していた著作物を除き、委託者に帰属するものとする。また、受託者は、委託者に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- ② 受託者は、成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の法的権利を侵害するものではないことを保証することとする。なお、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、全て受託者が負うものとする。

（３）一括再委託の禁止

受託事業者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、委託者の了承を得なければならない。参加申し込み時点で再委託をすることが明らかな場合、再委託先と業務内容を企画提案書に明記すること。また受託者は、再委託先の行為について全責任を負うこと。

（４）報告及び検査

委託者は、上記のほか必要があると認めるときは、受託者に対して委託業務の履行状況、その他必要事項について報告を求め、検査することができる。

（５）秘密の保持

受託者は業務上知り得た情報を発注者の承諾なしに、第三者に漏らさないこと。契約の終了後及び解除後も同様とする。

（６）その他

- ① 本業務の履行にあたり、委託者は受託者が必要とする資料の提供について、便宜を図るものとする。
- ② 委託者または委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについてはこの限りではない。
- ③ 本業務を履行するにあたっては、貝塚市の条例、規則及び関係法令を遵守すること。
- ④ この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、信義誠実の原則に従い円満解決するよう委託者と受託者が協議のうえ処理するものとする。